

東日本大震災の被災者に係る保険料の減免に関する特例を定める規則

平成23年6月23日

規則第3号

改正 平成24年6月27日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第28号)第18条第1項第5号の規定に基づき、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)の被災者に係る保険料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 保険料の減免を受けることができる被保険者又は連帯納付義務者は、平成23年3月11日において、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域(以下「特定被災区域」という。)内に住所を有していた者で、次の各号のいずれかの事由に該当する者とする。

- (1) 被保険者又は連帯納付義務者の属する世帯の主たる生計維持者の居住する住宅が全半壊し、又は全半焼したこと。
- (2) 被保険者又は連帯納付義務者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。
- (3) 被保険者又は連帯納付義務者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明であること。
- (4) 被保険者又は連帯納付義務者の属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止したこと。
- (5) 被保険者又は連帯納付義務者の属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がないこと。
- (6) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っていること。

- (7) 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていること。
- (8) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っていること。
- (9) 被保険者又は連帯納付義務者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除して得た額）が平成22年の当該収入の100分の30以上に相当し、平成22年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「総所得金額等」という。）が1,000万円以下であること。ただし、平成22年の総所得金額等から、減少することが見込まれる当該収入に係る平成22年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）を控除して得た額が400万円を超えるものを除く。
- (10) 広域連合長が認める第1号から第9号に準ずる特別の事由があること。

（減免の対象）

第3条 減免の対象となるものは、平成23年3月11日から平成25年4月1日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する次に掲げる保険料額とする。ただし、前条第3号に該当する者は平成24年9月末日までの間においてその行方が明らかになった日の属する月の前月までの保険料額を、同条第6号又は第7号に該当する者はそれぞれの指示があった日の属する月からの保険料額を、同条第8号に該当する者は通知を受けた日の属する月からの保険料額を対象とする。

- (1) 平成22年度相当分の保険料額
- (2) 平成23年度相当分の保険料額
- (3) 平成24年度相当分であって4月分から9月分までの月割算定額に相当する保険料額（前条第6号から第8号までのいずれかに該当し、又は同条第10号（同条第6号

から第8号までに準ずる事由に限る。)に該当する場合は、平成24年度相当分の保険料額)

(減免の割合)

第4条 減免の割合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	減免割合
第2条第1号の全壊若しくは全焼に該当する場合	全部
第2条第1号の半壊（大規模半壊を含む。）若しくは半焼に該当する場合	100分の50
第2条第2号から第8号までに該当する場合	全部
第2条第10号に該当する場合	広域連合長が別に定める割合

2 第2条第9号に該当する場合は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東日本大震災の被災者に係る保険料の減免に関する特例を定める規則の規定は、平成24年度における保険料の取扱いについて適用し、平成23年度における保険料の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

平成22年の総所得金額等	対象保険料額	減免割合
300万円以下	被保険者の保険料額にその者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者	全部
300万円を超え、 400万円以下		100分の80

東日本大震災の被災者に係る保険料の減免に関する特例を定める規則

400万円を超え、 550万円以下	につき算定した平成22年の総所得金額等に占める減少することが	100分の60
550万円を超え、 750万円以下	見込まれる当該収入に係る平成22年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）の割合を乗じて得た額	100分の40
750万円を超え、 1,000万円以下		100分の20